

令和7年度新潟県相談支援従事者現任研修実施要領

1 趣 旨

新潟県相談支援従事者研修実施要綱に基づく相談支援従事者現任研修（以下、「現任研修」という）の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 研修の目的

本研修は、地域の障害者等のニーズに基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育など、サービスの総合的かつ適切な利用支援の援助技術を習得し、併せて困難事例に対する支援方法について研鑽を行うなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

3 実施機関

一般社団法人新潟県相談支援専門員協会（所在地：新潟県佐渡市上新穂 646 番地 9）

4 期日及び会場

	区分 1	区分 2	会場
【講義】	令和7年12月3日（水）		Zoomによるオンライン研修
【演習Ⅰ】	令和7年12月4日（木）		
インターバル実習①	必須		各自の実習先（※）
【演習Ⅱ】	令和8年1月15日（木）		Zoomによるオンライン研修
インターバル実習②	必須		
【演習Ⅲ】	令和8年2月13日（金）		新潟県自治会館 1階講堂 住所：新潟市中央区新光町4-1

※実習先は、受講決定後に一般社団法人新潟県相談支援専門員協会からお知らせします。

5 日 程

別表のとおり

6 定員

120 人

7 受講対象者及び申込方法等

(1) 受講対象者及び申込方法

【区分1 相談支援専門員の資格を更新する者】

(ア)対象者（詳細は別紙1のとおり）

指定相談支援事業所等（※1）において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む）しており、一定の経験を有する者。

具体的には、下記①及び②を研修の受講要件とする。

①初回の現任研修：過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること

②2回目以降（※2）の現任研修：過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、又は現に相談支援業務に従事していること

※ 1 指定相談支援事業所等とは、指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所・基幹相談支援センターを指します。

※ 2 相談支援専門員の資格を失効したことがある方は、再度相談支援従事者初任者研修を受講してから現在に至るまでの状況について御確認ください。

<留意事項>

- ・ 指定に係る相談支援事業所の相談支援専門員においては、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度以降、5年度毎の期間に現任研修を受講しなければならないとされています（平成24年厚生労働省告示第225号、第226号、第227号）。
- ・ 5年度毎の期間において、相談支援従事者主任研修を修了した場合は、該当期間に現任研修を修了したものとみなされます。
- ・ 相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度以降、5年度毎の期間に現任研修を受講しなかった場合、相談支援専門員の資格は失効となります。資格失効後に、相談支援専門員として従事する場合は、相談支援従事者初任者研修を再度受講する必要があります。
- ・ 「旧カリキュラム受講者（※3）は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。」という経過措置がありましたが、令和7年3月31日で終了いたしました（令和7年3月24日こ支障第68号 障発第0324第9号）。

※ 3 旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者を指します。

(イ)受講内容

- ・ 講義から演習Ⅲまでの全4日間を受講及び2回のインターバル実習に参加。
- ・ インターバル実習では、受講者は各地域の基幹相談支援センター等における、計画作成の指導や地域資源の情報収集を行い、成果物を提出してください。詳細については、令和7年12月3日（水）の事務連絡で説明します。

(ウ) 申込方法

新潟県内に所在する事業所（開所予定含む）の法人等代表者から推薦を受け、下記①及び②のとおり申込みをしてください。

- ① 下記の必要書類を新潟県中央福祉相談センター障害者相談支援室まで郵送してください。

- ・「(様式) 推薦書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・ 返信先を記載した返信用レターパックライト（詳細は別紙2）・・・・ 1通

- ② 新潟県電子申請システムの「令和7年度新潟県相談支援従事者現任研修（区分1） 申込フォーム」から申込申請をしてください。（詳細は別紙3及び別紙4のとおり）

※相談支援従事者初任者研修の修了証書（PDF または JPEG）を申込フォームで添付していただきますので、予め御用意ください。

※過去に相談支援従事者現任研修及び相談支援従事者主任研修を受講した方は、それらの修了証書（PDF または JPEG）も申込フォームで添付していただきますので、予め御用意ください。

※上記①及び②の両方が申込期限までに確認できない場合は、申込

受付とはなりませんので、御注意願います。

※同一事業所内で受講希望者が複数名いる場合は、優先順位をつけて、申込みをしてください。
（法人内の順位ではありません）

【区分2 行政職員】

(ア) 対象者

市町村の障害福祉担当者及び地域振興局健康福祉（環境）部等の障害福祉担当者。

(イ) 受講内容

講義部分（12月3日）のみの受講が可能です（修了証書は交付されません）。

(ウ) 申込方法

新潟県電子申請システムの「令和7年度新潟県相談支援従事者現任研修（区分2） 申込フォーム」から申込みをしてください。（詳細は別紙3及び別紙4のとおり）

(2) 申込締切

令和7年9月22日（月）17時15分までに申込みをしてください（区分1、2共通）。

(3) 申込みに係る留意事項

- ・新潟県外に所在する事業所（開所予定含む）からの申込みは、受け付けておりませんので御了承ください。
- ・区分1の方は、返信用レターパックライトに記載する宛所が正しいことをよく確認してください。御提出いただいた返信用レターパックライトで受講可否通知等を送付します。宛所の正誤はこちらで確認しませんので、御了承ください。
- ・手話通訳や要約筆記など研修受講にあたり配慮が必要な方は、申込フォームにその旨入力してください。なお、申込担当者等へ連絡する場合があります。
- ・事業所住所は宛先として利用可能なものを入力してください。また、必ず、研修当日に受講者に連絡が可能な電話番号、メールアドレスを入力してください。
- ・申込時の整理番号、パスワードは控えておいてください。
- ・受付完了メールが届かない場合は申込みが完了していない可能性があります。別紙4を参考に申込内容を確認してください。
- ・原則、電話での申込確認の問い合わせには応じません。
- ・申込内容に誤りがある場合は、再度申込みをするのではなく、新潟県中央福祉相談センター障害者相談支援室（025-364-0068）まで連絡してください。

8 受講者の決定

- (1) 申込者多数の場合は、研修事務局にて選考の上、受講者を決定します。
- (2) 区分1の受講可否通知は、受講申込時に提出いただいた返信用レターパックライトを使用し、10月中旬をめぐりに郵送します。区分3の受講可否通知は、申込フォームに入力されたメールアドレス宛に返送します。10月20日（月）までに受講可否通知が届かない場合は、新潟県中央福祉相談センター 障害者相談支援室まで連絡してください。

9 受講料

テキスト代を含む受講料を受講決定時に通知する指定口座へ振り込んでください。

（区分1：14,000円、区分2：5,000円）

10 事前課題の提出について

区分1の受講者は、「演習Ⅰ 個別相談支援とケアマネジメント」内で使用する課題を、令和7年11月19日（水）までに提出してください。期日厳守をお願いします。課題の詳細については、受講決定通知時に合わせて通知します。

11 留意事項

- (1) 修了証書の交付は、全ての講義及び演習の受講、実習実施、課題の提出を条件とします。本研修は法定研修であるため、原則15分以上の遅刻や離席があった場合、また、受講態度

が不適切である場合などは、研修修了とみなすことができません。

- (2) 「4 期日及び会場」のとおり、一部の日程はZoom ミーティングを用いたオンライン研修です。以下について御留意願います。
- ①資料を画面に提示するため、パソコンでの受講を推奨します。
 - ②有線 LAN、Wi-Fi などのインターネット環境が整っていること（通信費用は受講者負担とします）。インターネット環境の調整や機材の設置など、必ず研修前に確認をしてください。
 - ③通信状況の不良等により研修が受講できなかった場合でも、原則、代替措置は行いません。
 - ④受講確認等に必要なため、web カメラ及びweb マイク（いずれも内蔵または外付け）も併せて準備してください。研修受講時は、web カメラ及びweb マイクの設置をお願いします。
 - ⑤周囲の音が入らないように、個室での受講やヘッドセット等の使用を推奨します。
 - ⑥研修中、一定の時間「Zoom」の接続が確認できない場合、また画面から受講状況の確認ができない場合は、研修修了とはならない場合がありますので留意してください。
- (3) 会場周辺の有料駐車場は大変混み合います。研修当日は駐車場の不足が予想されますので、公共交通機関の利用をお願いします。（新潟県自治会館駐車場は駐車可能台数及び車高に制限があります。また、県庁外来駐車場は2時間を超える駐車はできません。）
- (4) 公共交通機関の遅れ等により、やむを得ず遅刻・欠席をする際は必ず下記に連絡してください。
【連絡先】事務局（相談支援センターそらうみ） 080-2142-8690 ・ 0259-58-9150
- (5) 感染症等の発生状況により、本研修の中止・変更等を行う場合があります。また、体調不良が疑われる場合は研修の受講を控えていただく場合があります。途中辞退者等への補講はありませんので、御了承ください。

12 問い合わせ先

- (1) 本研修の内容及び課題、インターバル実習、受講料振込等に関する事項
一般社団法人新潟県相談支援専門員協会 事務局(相談支援センターそらうみ)
T E L : 0259-58-9150 (平日 午前8時30分から午後5時15分まで)
E-mail: ngsoudan@gmail.com
- (2) 本研修の申込手続き、受講決定等に関する事項
新潟県中央福祉相談センター 障害者相談支援室(担当:花野)
住 所: 〒950-0121 新潟市江南区亀田向陽4丁目2-1
T E L : 025-364-0068 (平日 午前8時30分から午後5時15分まで)
E-mail: syougaisoudan@sub.pref.niigata.lg.jp